

# 仕 様 書

## 1 業務名

中央市場清掃業務

## 2 業務目的

本業務は、市場内を清潔に保つことにより、衛生的な環境の確保を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) 清掃

清掃を行う場所は、別図1のとおりとし、清掃内容は別添1「清掃業務実施要領」によるものとする。また、同要領に基づき収集したごみは、発注者が指定する中央市場内の集積場所（別図2参照。以下「廃棄物集積場」という。）へ搬入するものとする。

### (2) 廃棄物集積場での分別等

廃棄物集積場を適正に管理（廃棄物集積場での搬出搬入に関する指導助言を含む。）し、事故防止に努め、円滑かつ安全な廃棄物の受け入れ及び搬出の態勢を常に整えなければならない。

廃棄物の分別に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係諸法規を遵守するとともに、資源化、再利用化に配慮して適正に行うものとする。また、場内事業者等から廃棄物集積場に搬入された廃棄物は、次の①から⑧に分別し、それぞれ発注者が指定する所定の場所に集積し、又はロールオンボックス等に積み込み、その後の搬出に備えるものとする。

- ① 野菜くず、果物くず、花きくず
- ② 発泡スチロール
- ③ 発注者の指定する資源ごみ
- ④ 有料指定袋で搬出処理される可燃ごみ
- ⑤ 有料指定袋で搬出処理されるプラスチックごみ
- ⑥ 有料指定袋で搬出処理される不燃ごみ
- ⑦ 大型ごみ
- ⑧ 有害ごみ

### (3) 汚水処理場ポンプ室及び海水取水施設のスクリーンかすの除去等

汚水処理場ポンプ室及び海水取水施設のスクリーンかすの除去等を次のとおり行うこと。

#### ① 汚水処理場ポンプ室

ア スクリーンかすの除去	1日1回
イ スクリーンの清掃	1日1回
ウ 汚水槽内の浮遊物除去	1日1回
エ ポンプ室内清掃	1日1回
オ スクリーンかす等の運搬	1日1回

#### ② 海水取水施設

ア スクリーンかすの除去	1月1回
イ スクリーンの清掃	1月1回
ウ スクリーンかす等の運搬	1月1回

## 4 業務の実施方法等

### (1) 業務を実施する日時等

ア 業務を実施する日は、原則として、広島市中央卸売市場業務条例施行規則第4条第1項及び第2項に定める開場日とする。ただし、前記3の(2)については1月1日を除く毎日とする。

イ 業務を実施する時間は、原則として午前4時から午後5時まで（廃棄物集積場については午前4時から午後4時30分まで）とするが、業務内容及び開市の状況により別途協議して定めるものとする。

ウ 定期清掃の実施に当たっては、発注者に支障がない日とし、事前に発注者の承認を得るものとする。

エ 業務を実施するに当たり、前記3に掲げる業務ごとに現場責任者を定め、その中から統括責任者を定めるものとする。なお、前記3の(1)と(2)の業務の現場責任者は兼務できないものとする。

## (2) 資源ごみ等の分別、調整

ア 軽微な汚れ等、簡単な洗浄等の作業で再資源化が可能となる物は、洗浄などの必要な作業を行い発注者が指定する場所に資源ごみとして集積するものとする。

イ 資源ごみは、次により分別するものとする。

- ① 新聞
- ② 雑誌
- ③ 用紙
- ④ ダンボール
- ⑤ アルミ缶
- ⑥ スチール缶
- ⑦ その他の缶
- ⑧ 金属くず
- ⑨ ガラス瓶
- ⑩ ガラスカレット
- ⑪ 布類
- ⑫ ペットボトル
- ⑬ 廃プラスチック類

ウ 可燃ごみ、プラスチックごみ、不燃ごみの袋入れに際してごみの裁断等、調整を要するときには必要な調整を行うものとする。

## 5 遵守事項

受注者は、業務を実施するに当たり次の事項を遵守しなければならない。

- ① 業務遂行中は、受注者名入りの制服を着用すること。
- ② 場内では、常に品位を保ち市場関係者及び来場者等とトラブルを起こさないこと。
- ③ 常に個人名入りの名札を付け、節度のある態度で業務に当たること。
- ④ 休憩は指定した場所で行うものとし、業務の途中で休憩する際には機材器具を整頓し、第三者の邪魔にならないよう配慮すること。
- ⑤ 業務終了後は機材器具を整理整頓して保管すること。
- ⑥ 現場責任者は発注者と連絡を密にし、業務の円滑な履行を図ること。
- ⑦ 現場責任者は携帯電話を常に携帯すること。
- ⑧ 業務履行中に、火災、盗難、その他の異常事態の発生、又は、発生を予知したときには

適切な処置をとるとともに、直ちに発注者に通報すること。

- ⑨ 業務従事者に対して労働基準法、労働安全衛生法等労働諸法及び社会保険諸法上の責任を負い、これらをもって労働管理を行い、本業務に支障を来さないようにすること。
- ⑩ 車両、機材、器具、薬品などの使用に当たっては、最適品を選択して使用するものとし、事前に使用計画を提出して発注者の承認を得ること。(使用する車両、器材等については参考として別添2参照)

## 6 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、統括責任者、現場責任者及び従事者の住所、氏名等を報告するものとする。統括責任者、現場責任者又は従事者に変更があったときも同様とする。
- (2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに、月間計画書は前月の25日までに(4月分については、契約締結後速やかに)提出し、それぞれ発注者の承認を得なければならない。
- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び月間報告書とし、業務日誌は毎日(当日が休場日にあつてはその翌日)前日分を提出し(ただし、3月31日分については、当日提出)、月間報告書は翌月の10日(ただし、3月分については、3月31日)までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。
- (4) 年1回、2回清掃及び発注者が指定する清掃については、報告書に実施日の入った施行中の写真を添付するものとする。

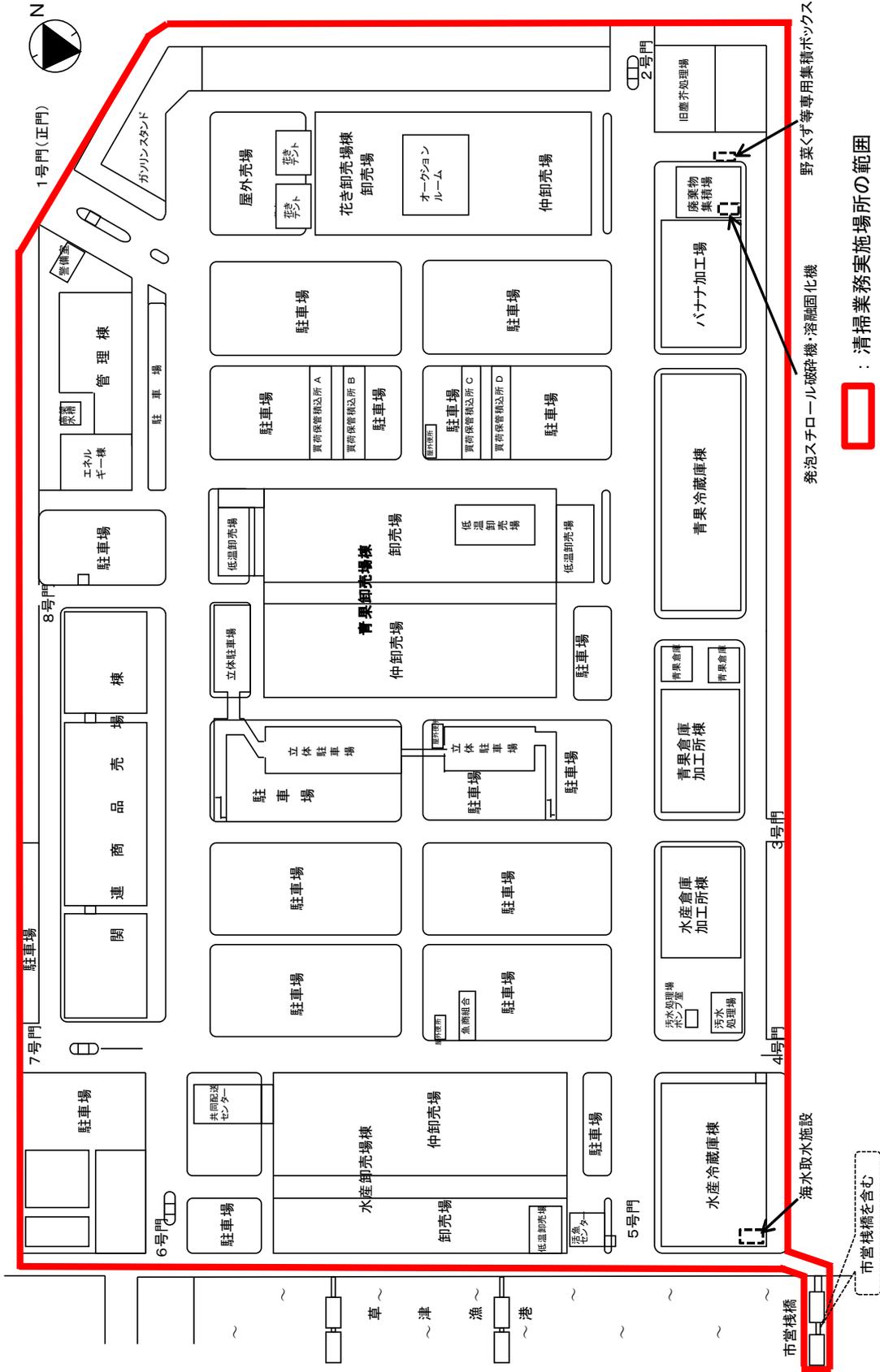
## 7 費用負担等

- (1) 受注者は、次に掲げるものを除き、業務遂行に必要な費用を負担するものとする。
  - ① 従業員の控室、その他発注者が指定する場所の使用及びそれに係る光熱水費
  - ② トイレットペーパー及び手洗い用消毒石鹼液
  - ③ トイレ足洗い用消毒液
  - ④ 再資源化廃プラスチック類用ビニール袋
  - ⑤ 収集ごみ用有料指定袋
- (2) 電気、ガス、水道(海水を含む)の使用に当たっては効率よく使用し、省エネルギーに努めるものとする。

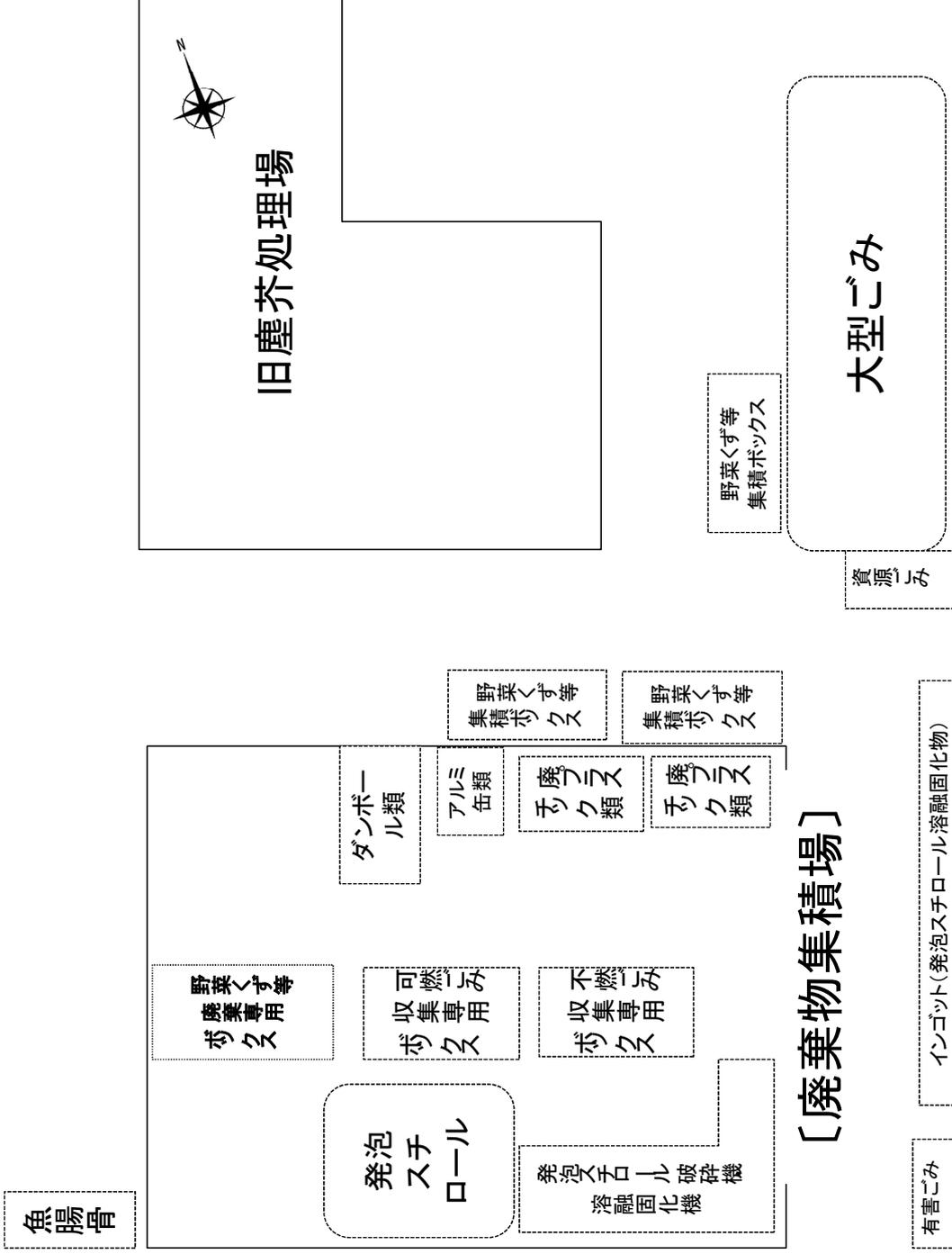
## 8 その他

この仕様に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

# 中央市場施設配置図



# 中央市場廃棄物集積場・ごみ集積場所配置図



※この配置図は令和7年12月時点のものであり、変更となる可能性があります。

## 清掃業務実施要領

種別	項目・場所	面積等	施行箇所	実施回数	作業内容
日常清掃	管理棟事務室	525.19 m <sup>2</sup>	別紙 1-①	毎日	廃棄物容器の清掃及び内容物の搬出
	各棟廊下、ホールほか	2,265.68 m <sup>2</sup>	1-②		床掃き、床拭き、吸殻紙くず処理、マット清掃
	外部階段	5.00 ヶ所	1-③		床掃き、マット清掃
	各棟建物内階段	26 ヶ所	1-④		床掃き、床拭き、マット清掃、手摺拭き
	各棟トイレ・洗面所	36 ヶ所	1-⑤		下記、作業内容詳細5のとおり
	各棟湯沸室ほか	13 ヶ所	1-⑥		床掃き、床拭き、流し清掃、ごみ処理
	各棟浴室・シャワールーム	4 ヶ所	1-⑦		(6か月間) 室内・排水管・調度品清掃、ごみ処理
	各棟内通路、荷揚場等	27,322.44 m <sup>2</sup>	1-⑧		拾い掃き、排水溝清掃
	駐車場、道路等	132,276.16 m <sup>2</sup>	1-⑨		拾い掃き、排水溝清掃
定期清掃	管理棟事務室外2か所	525.19 m <sup>2</sup>	1-ア	1/2日	床掃き、床拭き
	管理棟衛生検査室	31.31 m <sup>2</sup>	1-イ	1/月	床掃き、床拭き、廃棄物容器の清掃及び内容物の搬出
	管理棟事務室外3か所	556.50 m <sup>2</sup>	1-ア、イ	1/週	ドア・金具の水拭き
	〃	〃	〃	5/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
	〃	〃	〃	1/年	床面を剥離洗浄後、ワックス塗り (支障物品移動後復旧)
	管理棟更衣室	48.01 m <sup>2</sup>	1-ウ	1/週	床掃き、床拭き、ドア・金具の水拭き
	〃	〃	〃	6/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
	管理棟休憩室(1階3階)	52.01 m <sup>2</sup>	1-エ	1/週	床掃き、床拭き、ドア・金具の水拭き
	〃	21 畳	別紙2	1/年	畳あげ、日光消毒
	管理棟応接室	80.62 m <sup>2</sup>	1-オ	1/週	床掃き、床拭き、什器・備品拭き、ドア・金具の水拭き
	〃	〃	〃	5/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
	〃	〃	〃	1/年	床面を剥離洗浄後、ワックス塗り (支障物品移動後復旧)
	管理棟電話機	36 台	—	2/月	電話機のアルコール消毒
	管理棟玄関ホール等	57.01 m <sup>2</sup>	1-カ、キ	1/2日	床掃き、床拭き、マット清掃
	〃	〃	〃	1/週	ドア・金具の水拭き
	〃	23.13 m <sup>2</sup>	1-キ	5/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
〃	〃	〃	1/年	床面を剥離洗浄後、ワックス (支障物品移動後復旧)	

種別	項目・場所	面積等	施行箇所	実施回数	作業内容
	管理棟玄関ホール等	一 式	別紙 1-カ、キ	2/年	壁面を拭く
	各棟廊下、ホール	2,155.45 m <sup>2</sup>	1-ク	1/週	ドア・金具の水拭き
	〃	〃	〃	5/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
	〃	〃	〃	1/年	床面を剥離洗浄後、ワックス塗り (支障物品移動後復旧)
	〃	一 式	〃	2/年	壁面を拭く
	各棟屋内階段	6 ヶ所	1-ケ	5/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
	〃	〃	〃	1/年	床面を剥離洗浄後、ワックス塗り (支障物品移動後復旧)
	各棟トイレ・洗面所	834.47 m <sup>2</sup>	1-コ	1/2日	洗面台を清掃し、鏡を磨く
	〃	〃	〃	1/週	ドア・金具の水拭き、衛生器具の薬品洗浄
	〃	〃	〃	2/月	消臭を徹底するよう床を洗剤で洗う
	〃	〃	〃	2/月	壁、天井の汚れ、埃を除去する
	〃	〃	〃	4/年	照明器具、換気口の除塵
	各棟湯沸室	47.77 m <sup>2</sup>	1-サ	5/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
	〃	〃	〃	1/年	床面を剥離洗浄後、ワックス塗り (支障物品移動後復旧)
	〃	一 式	1-シ	2/年	壁面を拭く
	各棟会議室	1,119.16 m <sup>2</sup>	1-ス	1/週	床掃き、床拭き、ドア・金具の水拭き
	〃	〃	〃	5/年	床面を表面洗浄後、ワックス塗り
	〃	〃	〃	1/年	床面を剥離洗浄後、ワックス塗り (支障物品移動後復旧)
	緑地、渡り通路等	21,343.24 m <sup>2</sup>	1-セ	1/週	拾い掃き、排水溝清掃
	各棟屋上・バルコニー	27,771.00 m <sup>2</sup>	1-ソ	2/年	ごみ及び砂、植物の除去
	屋内外、各種樹(指定する樹)	30 個	1-ツ	1/月	泥上げ
	排水不良箇所	不定	1-テ	10/年	緊急時の泥上げ、清掃
	全棟共用部分、管理棟各階専用部分	814.87 m <sup>2</sup>	別紙2	2/年	窓ガラス及び窓枠洗浄清掃
	〃	1,410 ヶ所	〃	2/年	照明器具の除塵
	〃	103 ヶ所	〃	2/年	空調吹出口の除塵、換気口の除塵洗浄
	各棟天井	5,133.20 m <sup>2</sup>	〃	2/年	汚れ落とし及び除塵
	各棟ブラインド	275.90 m <sup>2</sup>	〃	2/年	汚れ落とし及び除塵

(作業内容詳細)

- 1 床掃きは、床面のごみや埃をほうきやバキュームクリーナーで掃除する。
- 2 床拭きは、モップで床面の汚れを隅々まできれいに拭き取る。
- 3 吸殻紙くず処理は、吸殻入れ、ごみ箱の掃除も含む。
- 4 マット清掃は、除塵を主とし、必要に応じて洗浄する。
- 5 各棟トイレ・洗面所の日常清掃は、①衛生器具の清掃、②吸殻・紙くず・汚物の処理、容器の清掃、③床掃き、床拭き、④トイレットペーパー・石鹼液の補充、⑤落書き落とし、⑥足洗い場の水入替え、清掃(水産棟北側1階東西2ヶ所便所)を行う。
- 6 流し台の清掃は、ガステーブルの清掃も含む。
- 7 浴室・シャワールームの室内清掃は、ドア、床面、手洗い器、壁、すのこ下など室内全般にわたり行う。
- 8 駐車場、道路等の拾い掃きには、大型ごみや放置ごみの集積場への搬入も含み、搬入にはトラック等を用意して対応する。

※この内容は令和7年12月時点のものであり、変更となる可能性があります。

## 別紙 1 (施設一覧表)

区分	階	場所	材質等	床面積等	日常清掃 施行箇所	定期清掃 施行箇所
1	管理棟	2 部長室	ビニールタイル	40.31㎡	①	ア
2	管理棟	2 事務室	ビニールタイル	444.57㎡	①	ア
3	管理棟	2 場長室	ビニールタイル	40.31㎡	①	ア
4	管理棟	2 衛生検査事務室	ビニールタイル	31.31㎡		イ
5	管理棟	2 更衣室(男)	ビニールタイル	40.31㎡		ウ
6	管理棟	2 更衣室(女)	ビニールタイル	7.70㎡		ウ
7	管理棟	1 宿直室	6 畳、桧縁甲板	13.64㎡		エ
8	管理棟	3 休憩室	15 ビニールタイル、畳、桧縁甲板	38.37㎡		エ
9	管理棟	2 応接室	ビニールタイル	80.62㎡		オ
10	管理棟	1 玄関ホール	磁器タイル	33.88㎡		カ
11	管理棟	1 通用口ホール	ビニールタイル	23.13㎡		キ
12	管理棟	2 ホール(2ヶ所)	ビニールタイル	27.62㎡	②	ク
13	管理棟	3 ホール	ビニールタイル	162.06㎡	②	ク
14	管理棟	3 廊下	ビニールタイル	81.69㎡	②	ク
15	エネ棟	1 ホール	ビニールタイル	8.48㎡	②	ク
16	エネ棟	3 廊下	ビニールタイル	11.78㎡	②	ク
17	青果棟	3 廊下	ビニールタイル	562.51㎡	②	ク
18	水産棟	3 廊下	ビニールタイル	551.63㎡	②	ク
19	花き棟	3 廊下	ビニールタイル	749.68㎡	②	ク
20	青果棟	1 休憩所(4ヶ所)	4 モルタル表面硬化処理	57.11㎡	②	
21	水産棟	1 休憩所(2ヶ所)	2 モルタル表面硬化処理	26.97㎡	②	
22	花き棟	1 休憩所(2ヶ所)	2 モルタル表面硬化処理	26.15㎡	②	
23	屋外	- 階段(外)(5ヶ所)	5 樹脂系薄層舗装	194.35㎡	③	
24	管理棟	- 階段(北)(2ヶ所)	2 ビニールタイル	62.11㎡	④	ケ
25	管理棟	- 階段(南)(2ヶ所)	2 ビニールタイル	46.32㎡	④	ケ
26	エネ棟	- 階段(2ヶ所)	2 ビニールタイル	37.68㎡	④	ケ
27	青果棟	- 階段(中央)(2ヶ所)	2 モルタル表面硬化処理	43.15㎡	④	
28	青果棟	- 階段(西)及び廊下(2ヶ所)	3 モルタル表面硬化処理	46.71㎡	④	
29	青果棟	- 階段(東)及び廊下(2ヶ所)	3 モルタル表面硬化処理	46.71㎡	④	
30	水産棟	- 階段(中央)(2ヶ所)	2 モルタル表面硬化処理	43.04㎡	④	
31	水産棟	- 階段(西)及び廊下(2ヶ所)	3 モルタル表面硬化処理	46.11㎡	④	
32	水産棟	- 階段(東)及び廊下(2ヶ所)	3 モルタル表面硬化処理	46.11㎡	④	
33	花き棟	- 階段(西)(2ヶ所)	2 モルタル表面硬化処理	46.27㎡	④	
34	花き棟	- 階段(東)(2ヶ所)	2 モルタル表面硬化処理	46.27㎡	④	
35	管理棟	1 便所	1 ビニールシート	2.31㎡	⑤	コ

## 別紙 1 (施設一覧表)

区分	階	場所	材質等	床面積等	日常清掃 施行箇所	定期清掃 施行箇所
36	管理棟	2 便所	1 モザイクタイル	20.06㎡	⑤	コ
37	管理棟	3 便所	1 モザイクタイル	20.06㎡	⑤	コ
38	エネ棟	3 便所	1 モザイクタイル	5.16㎡	⑤	コ
39	青果棟	1 便所(4ヶ所)	4 モザイクタイル他	105.00㎡	⑤	コ
40	青果棟	2 便所(2ヶ所)	2 モザイクタイル	39.80㎡	⑤	コ
41	青果棟	3 便所(3ヶ所)	3 モザイクタイル	83.02㎡	⑤	コ
42	水産棟	1 便所(2ヶ所)	2 タイル	52.50㎡	⑤	コ
43	水産棟	2 便所(2ヶ所)	2 モザイクタイル	49.50㎡	⑤	コ
44	水産棟	3 便所(3ヶ所)	3 モザイクタイル	78.56㎡	⑤	コ
45	花き棟	1 便所(4ヶ所)	4 モザイクタイル他	102.30㎡	⑤	コ
46	花き棟	3 便所(2ヶ所)	2 モザイクタイル	38.55㎡	⑤	コ
47	加工場(青果)	1 便所	1 モザイクタイル	13.75㎡	⑤	コ
48	共同配送施設	1 便所	1 モザイクタイル	12.30㎡	⑤	コ
49	冷蔵庫(青果)	1 便所	1 モザイクタイル	13.75㎡	⑤	コ
50	関連棟	1 便所(4ヶ所)	4 モザイクタイル	122.70㎡	⑤	コ
51	屋外	- 便所(北側)	1 モザイクタイル	25.05㎡	⑤	コ
52	屋外	- 便所(中央)	1 モザイクタイル	25.05㎡	⑤	コ
53	屋外	- 便所(南側)	1 モザイクタイル	25.05㎡	⑤	コ
54	管理棟	2 湯沸し場	1 ビニールタイル、ステンレス	3.58㎡	⑥	サ/シ
55	管理棟	3 湯沸し場	1 ビニールタイル、ステンレス	3.58㎡	⑥	サ/シ
56	エネ棟	3 湯沸し場	1 ビニールタイル、ステンレス	3.50㎡	⑥	サ/シ
57	青果棟	3 湯沸し場(2ヶ所)	2 ビニールタイル、ステンレス	10.97㎡	⑥	サ/シ
58	水産棟	3 湯沸し場(2ヶ所)	2 ビニールタイル、ステンレス	14.23㎡	⑥	サ/シ
59	花き棟	3 湯沸し場	1 ビニールタイル、ステンレス	11.91㎡	⑥	サ/シ
60	青果棟	1 手洗い場(2ヶ所)	2 ステンレス	3.03㎡	⑥	シ
61	水産棟	1 手洗い場(2ヶ所)	2 ステンレス	3.63㎡	⑥	シ
62	花き棟	1 湯沸し場	1 ステンレス	4.59㎡	⑥	シ
63	管理棟	1 風呂・流し場	1 モザイクタイル、槽フローリング	15.15㎡	⑦	
64	青果棟	3 シャワー室	1 桧縁甲板・タイル・すのこ	38.03㎡	⑦	
65	水産棟	3 シャワー室	1 桧縁甲板・タイル・すのこ	38.03㎡	⑦	
66	花き棟	3 シャワー室	1 桧縁甲板・タイル・すのこ	25.80㎡	⑦	
67	共通	- 各棟内通路	コンクリート	12,946.00㎡	⑧	
68	屋外	- 棧橋	アスファルト	408.44㎡	⑧	
69	屋外	- その他舗装面	アスファルト	5,369.00㎡	⑧	
70	屋外	- 建物犬走り	コンクリート	6,115.00㎡	⑧	

## 別紙 1 (施設一覧表)

区分	階	場所	材質等	床面積等	日常清掃 施行箇所	定期清掃 施行箇所
71	屋外	- 荷揚げ場(水産)	コンクリート	2,484.00㎡	⑧	
72	青果棟	- 買荷保管場所(青果棟)	コンクリート	1,636.00㎡	⑨	
73	水産棟	- 買荷保管場所(水産棟)	コンクリート	1,384.00㎡	⑨	
74	花き棟	- 買荷保管場所(花き棟)	コンクリート	59.00㎡	⑨	
75	屋外	- 駐車場(市場内全域)	アスファルト	62,606.16㎡	⑨	
76	屋内外	- 道路及び歩道	アスファルト	66,591.00㎡	⑨	
77	汚水処理場	- ポンプ室、スクリーン	色々	一式		
78	管理棟	3 会議室(小)	ビニールタイル	46.61㎡		ス
79	管理棟	3 会議室(大)	ビニールタイル	266.75㎡		ス
80	管理棟	3 会議室(中)	ビニールタイル	93.22㎡		ス
81	青果棟	3 会議室1	ビニールタイル	29.67㎡		ス
82	青果棟	3 会議室2	ビニールタイル	50.91㎡		ス
83	青果棟	3 会議室3	ビニールタイル	110.00㎡		ス
84	水産棟	3 会議室	ビニールタイル	147.00㎡		ス
85	水産棟	3 会議室(多目的)	ビニールタイル	293.00㎡		ス
86	花き棟	3 会議室	ビニールタイル	82.00㎡		ス
87	管理棟	2 渡り通路	コンクリート	45.34㎡		セ
88	屋外	- 緑地、未舗装部分	樹木、土	18,708.90㎡		セ
89	屋外	- 渡り通路	カラーコンクリート	2,589.00㎡		セ
90	青果棟	3 屋上	砂付ルーフィング	16,773.00㎡		ソ
91	水産棟	3 屋上	砂付ルーフィング	9,758.00㎡		ソ
92	花き棟	3 屋上	砂付ルーフィング	1,240.00㎡		ソ
93	屋内外	- 各種排水樹	色々	指定するもの 30個		ツ/テ

別紙2(施行箇所一覧)

清掃区分		窓ガラス	ブラインド	吹出口	換気口	和室畳	天井	照明器具	
管理棟	1階	45.30 m <sup>2</sup>	-	-	-	6 畳	5,133.20 m <sup>2</sup>	(蛍光灯)	
	2階	136.00 m <sup>2</sup>	244.00 m <sup>2</sup>	アネモ、ファン コイル 43 ヶ所	1 ヶ所	-			1灯用 687 ヶ所
	3階	115.40 m <sup>2</sup>		アネモ、ファン コイル 34 ヶ所	6 ヶ所	15 畳			2灯用 440 ヶ所
エネルギー棟	1階	4.00 m <sup>2</sup>	10.80 m <sup>2</sup>	-	-	-		4灯用 4 ヶ所	
	2階	-	-	-	-	-		5灯用 6 ヶ所	
	3階	10.00 m <sup>2</sup>	-	-	-	-			
青果棟	1階	-	-	-	-	-		(白熱灯)	
	2階	-	-	-	-	-			丸型及びコップ型 32 ヶ所
	3階	109.60 m <sup>2</sup>	21.10 m <sup>2</sup>	アネモ、ファン コイル 7 ヶ所	2 ヶ所	-			(非常灯)
水産棟	1階	-	-	-	-	-		(水銀灯)	236 ヶ所
	2階	-	-	-	-	-			
	3階	180.17 m <sup>2</sup>	-	アネモ、ファン コイル 8 ヶ所	2 ヶ所	-	5 ヶ所		
花き棟	1階	-	-	-	-	-			
	2階	-	-	-	-	-			
	3階	214.4 m <sup>2</sup>	-	-	-	-			
関連棟		-	-	-	-	-			
青果冷蔵庫棟		-	-	-	-	-			
計		814.87 m <sup>2</sup>	275.90 m <sup>2</sup>	92 ヶ所	11 ヶ所	21 畳	5,133.20 m <sup>2</sup>	1,410 ヶ所	

## 【参考】中央市場清掃業務に使用する車両・機材等

車両・機材等	内 容
	<p>軽トラック（1台）</p> <p>場内の業務場所への移動、業務用機器材の運搬等に使用。</p>
	<p>2トントラック（1台）</p> <p>場内に不定期的に放置されたごみ等を廃棄物集積場へ運搬するため等に使用。</p>
	<p>タイヤショベルカー（1台）</p> <p>場内から廃棄物集積場内に搬入された可燃・プラスチック・不燃ごみ、廃プラスチック類、野菜くず等を、それらのごみごとに設置された保管・搬出用ボックスに積み込む際に使用。（搬出業者が設置する保管・搬出用ボックスは背丈が高く、ごみの種別によっては重量物も含まれるため、人力での積み込みが困難である。）</p>
	<p>台車（8台）</p> <p>広範囲の場内に多数ある各棟のトイレ・事務所等を清掃する際に、必要な道具等を運搬するために使用。</p>
<p>清掃用具、ワックス等</p>	<p>一式</p>